松戸市送迎保育ステーション利用規約

第１章　総則

（目的）

第１条　居住地と幼稚園が離れている又は幼稚園の開所時間が保護者の勤務時間と合わない等の理由により、幼稚園の利用が困難である児童について、送迎保育ステーションを利用することで、自宅から遠距離にある教育・保育施設の利用を可能にするものです。

（規約の適用）

第２条　この規約は送迎保育ステーション利用者に適用されます。

２　送迎保育ステーションの利用者はこの規約を遵守するものとします。

第２章　送迎保育ステーションの利用

（事業主体）

第３条　本事業は、松戸市が委託した事業者が実施し運営するものです。

（事業内容）

第４条　本事業は、利用児童を朝のバス出発時刻まで送迎保育ステーションでお預かりし、夕方送迎保育ステーションにバスで戻った後、保護者のお迎えまでお預かり等するものです。

（利用対象児童）

第５条　本事業を利用できるのは、次の各号全てに該当する方となります。

⑴　本事業の指定幼稚園に通園中で、本事業へ利用登録している児童

⑵　松戸市在住の３歳児クラスから就学前クラスまでの児童

⑶　就労等（継続利用者については育児休業を含む）により家庭において必要な保育を受けることが困難な事由のある児童

⑷　住所地と幼稚園が離れている等の理由により、送迎保育ステーション利用が必要な児童

（利用の制限）

第６条　対象児童及び保護者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、本事業の利用を認めない、又は利用期間中であっても利用を中止又は休止していただくことがあります。

⑴ 利用児童が施設で受け入れられる人数を超える場合

⑵ 送迎保育ステーション及び通園施設の教育・保育等に必要となる指示に従わない場合

⑶ 対象児童及び他の利用児童の安全を確保することが困難である場合又は困難であると予見される場合

⑷ 申込内容が事実と異なる場合

⑸ その他、送迎保育ステーションの利用を不適当と認めた場合

（同意事項）

第７条　送迎保育ステーションを利用する方は、次の各号全てに同意した方とします。

⑴ 送迎バスの運行は、朝・夕の定められた時間の原則、一日一往復となります。祝祭日・日曜日・年末年始等、通園先施設の預かり保育休園日の運行はありません。

⑵ 自然災害（地震・台風・雪など）により、送迎保育ステーションが閉館することがあります。

⑶ バスは、交通道路事情その他天候などの状況により、運行に遅れをきたす場合があります。

⑷ 送迎保育ステーションへの登降園は、保護者同伴で受付を行ってください。

⑸ 登降園の時間記録は送迎保育ステーションにて、朝は児童を預ける前に、夕方は児童の引渡しが終わりお帰りになる際に行ってください。通園先施設では職員がバスの出発時刻・到着時刻に合わせて、登降園の時間を記録します。

⑹ 送迎保育ステーションの利用にあたって、毎月事前に１か月分のバス利用予定を「送迎保育ステーション利用予定表」で申告し、送迎保育ステーションへ提出してください。送迎保育ステーション利用予定に変更がある場合は、行き（朝）は当日８時００分まで、帰り（夕方）は当日１２時００分までを目安に送迎保育ステーションへ電話でご連絡ください。併せて通園先施設にも欠席や登降園時刻の変更が可能な時間までに保護者の方から連絡をしてください。

⑺ 朝、送迎保育ステーションに児童を預ける際に、必ず児童の健康状態を職員に申し出てください。児童の健康状態が思わしくない場合及び感染症の疾病中は送迎保育ステーションの利用はできません。

⑻ バスは、通園先の施設ごとに決められた時間を目安に送迎保育ステーションを出発します。乗り遅れることのないように、送迎保育ステーションに児童をお預けください。

⑼ 朝のバスの出発時刻に間に合わずに乗り遅れた場合には、保護者の方が各自通園先施設までお送りください。

⑽ 保護者の方の緊急連絡先や住所、勤務先などの変更などがありましたら、速やかに送迎保育ステーションに申し出てください。

⑾ 通園先施設へ送迎保育ステーションの職員からの口頭での伝言・伝達等は原則できません。連絡帳又は電話などで保護者の方から直接通園先施設へご連絡ください。

⑿ 通園先施設と保護者の方との直接的な関わりは児童の成長のために欠かせないものです。定期的に通園先施設に出向くなどして、園でのお子様の様子などを職員と情報共有してください。出向く頻度などは、通園先施設とご相談ください。

（利用申請）

第８条　送迎保育ステーションご利用の申込みは、松戸市指定の「送迎保育ステーション利用（申込・変更届）書」に必要事項をご記入のうえ、「松戸市送迎保育ステーション利用に関する同意書」を添付し、幼児教育課に提出してください。

２　利用者決定については幼児教育課が利用者に「送迎保育ステーション利用承諾通知書」を送付しますが、通園先施設の入園許可は入園希望先の施設で決定するため、送迎保育ステーションの利用が承諾されても、通園先施設への入園が出来ない場合には送迎保育ステーションをご利用できません。

３　利用につきましては月極めとし、利用料も月単位となります。

４　送迎保育ステーションの利用料は、利用児童保護者様から送迎保育ステーションに直接お支払いをお願いいたします。

５　利用料は、月額　１，０００円　となります。

※幼稚園バスを利用するため、別途、幼稚園バスの利用料があるのでご留意ください

第３章　その他

（事故・怪我について）

第９条　本事業で児童に事故や怪我がある場合には、保険（施設賠償責任保険・自賠責保険・任意保険）の範囲内で対応します。

第１０条　この利用規約は令和８年９月１日から施行します。